

市内農産物の放射性物質検査結果

【第 4 2 4 報】

市では、市内産農産物の放射性物質の安全性の確保と、生産者や消費者の不安解消のため、国の交付金を活用して放射性物質分析機器（簡易型ガンマ線スペクトロメータ）を導入しました。

これは、市がスクリーニング用として実施するためのもので、食品中の放射性セシウムスクリーニング法に基づき、測定結果が基準値の2分の1である50Bq/kgを超過した場合、速やかに精密検査等調整を行います。

令和7年11月13日（木）、市内産の大根、ねぎの検査を実施しました。
その結果、基準値以下でしたので、お知らせします。

生産者及び消費者のみなさまには、引き続き冷静な対応をお願いします。

なお、野菜で検出された放射性物質は、ほとんどが表面に付着していると考えられるため、洗う、皮をむく、などによって汚染の低減が期待できるとされています。

○検査結果

（単位 Bq/kg）

栽培地	採取日	品目	放射性 セシウム 137	放射性 セシウム 134	放射性 セシウム合計
鎌ヶ谷市	11月13日	大根 (露地)	検出せず (8)	検出せず (9)	検出せず
鎌ヶ谷市	11月13日	ねぎ (露地)	検出せず (8)	検出せず (9)	検出せず

注1) () 内は、測定下限値です。

2) 「測定下限値」とは、一定の測定条件において、測定結果の信頼性を確保するための最低限の数値・濃度です。

3) 「検出せず」とは、測定下限値未満の低レベル領域の数値・濃度であることを示します。なお、検出した数値・濃度が測定下限値以上の場合は、放射性セシウム合計の欄に放射性セシウム134及び137の合計値が表示されます。

○平成24年4月1日からの基準値（一般食品）

放射性セシウム：100Bq/kg

注1) Bq/kg（ベクレル）：放射能の強さを表す単位で、単位時間（1秒間）内に原子核が崩壊する数を表します。

○測定機器

EMF 211 型ガンマ線スペクトロメータ

注1) 食品中の放射性セシウムスクリーニング法において示された測定機器の性能要件を満たしています。

○測定方法

測定については、空調を完備した恒温室に測定器を設置し、12時間のバックグラウンド測定を行い、1検体につき、約350mlの試料を1,800秒(30分)かけて測定を行っています。

○検査方法

「緊急時における食品の放射線測定マニュアル」及び放射能測定シリーズ6「NaI(Tl)シンチレーションスペクトロメータ機器分析法(文部科学省)」、「緊急時における食品の放射線測定マニュアル」に基づく検査における留意事項(厚生労働省)、放射能測定法シリーズ24「緊急時におけるガンマ線スペクトロメトリのための試料前処理法」(文部科学省)を準用しています。

【お問い合わせ】鎌ケ谷市市民生活部農業振興課

047-445-1233(直通)